

地域防災計画改定（案）に対する意見等の内容と市の対応（案）一覧

R050220 部長会議資料
危機管理防災課 資料01-02

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
1	概要版 P21	-	最低3日分の食糧の備蓄が必要です。 (提案) 最低でも3日分(可能な限り1週間分程度)の備蓄が必要です。 (理由) 備蓄は3日分では足りない。現在、できれば一週間を推奨している。ローリング・ストック法も推奨。概要版も、本編 震-67 の記述に合わせる。 「○最低でも3日分(可能な限り1週間分程度)の備蓄や非常持出袋の準備等呼びかける。」	【震災対策編】第2章第12節に記載しています。 概要版については修正します。	B: 計画(案)に盛り込まれており修正しない
2	概要版 P26	-	南海トラフ地震臨時 (提案) 南海トラフ地震臨時情報 (理由) きちんとフルネームで書く。原文の案では、何を書いているのかが意味不明。本編 震-219 第5章 南海トラフ地震 2 南海トラフ地震関連情報に、正式名称として、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」と、きちんとフルネームで書いてある。	ご提案を踏まえ、【震災対策編】第5章の名称を『南海トラフ地震対策』に修正します。 概要版についても修正します。	A: 計画(案)を修正・追加する
3	全体	-	今回の案を読ませてもらい、台風19号被災経験を「次の災害に生かしていく」ために沢山の改訂や提案がされており、まとめるのに大変な労力や時間を費やしたと思います。本当にお疲れ様でした。この計画を実現するには「人」「モノ」「金」など越えるべきハードルは高いと思いますが、それらハードルを越えるために「出来ないではなく、どうしたら出来るか?」という考え方が大切と感じています。 地域防災計画は、あくまでも計画や指針であって、実際の現場の判断が重要だと思います。計画にないからできないと判断するのではなく、被災者の声に耳を傾け、その時、その場のチーム内で最善の判断をすることを理念としていただきたいと思います。	実際の災害時においては、地域防災計画に基づき最善の取り組みとなるよう努めてまいります。	E: その他(質問への回答、状況説明等)
4	震災対策編 震-3	1章 2節	第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 「阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模災害の教訓」の中に、「令和元年東日本台風19号災害」の追加を検討願います。	ご提案を踏まえ、追加します。 なお、記載は『令和元年東日本台風』とします。	A: 計画(案)を修正・追加する
5	震災対策編 震-3	1章 2節	第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 1_減災に重点をおいた対策の推進 【主な対策】に、「被災者支援に行政・社協・NPO等(多様な主体)が協働で取り組むよう三者連携の推進」の追加を検討願います。	ご提案を踏まえ、「3 自助・互助・共助による被害の軽減」のリード文に、『また、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携を検討する。』と追記します。	A: 計画(案)を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
6	震災対策編 震-4	1章 2節	<p>第2節_防災の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 3 自助、互助・共助による被害の軽減</p> <p>(提案)「互助」は、もう既に一般的な用語ではない。もう使っていないため、「互助」は削除すべきである。同様に、概要版 p5 も「互助」を削除すべきである。 (理由)「公助・共助・自助」または「自助・共助・公助」が、今の一般的な言い方。「震-77 第2章 災害予防 41 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」にも、「自助・共助」の精神に基づき、と書いている。これが、現在では、一般的な言い方。今の長野市民にとって、分かりやすく、説明しやすい、防災計画を目指すならば、市民にとって、分かりやすく、今に即した防災計画とするべき。</p>	<p>ご提案を踏まえ、「共助（互助）」の表現とします。概要版についても修正します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
7	震災対策編 震-4	1章 2節	<p>第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 3_自助、互助・共助による被害の軽減</p> <p>【主な対策】○自主防災組織の育成強化・訓練について、自主防災組織のだけでなく、事業所、学校、福祉施設等が共に学びあい、地域全体の合同訓練が必要と考えます。</p>	<p>ご提案を踏まえ、「自主防災組織『等』の育成強化・訓練」に修正します。なお、【震災対策編】第2章第33節及び第35節に、自主防災組織の育成強化・訓練について関係団体との連携強化の必要性を記載しています。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
8	震災対策編 震-4	1章 2節	<p>第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 3_自助、互助・共助による被害の軽減</p> <p>【主な対策】の中に、子ども支援における長野市子ども未来部と緊急時における子ども支援ネットワークとの直接連携についてイメージできる表現を追記できないでしょうか？</p>	<p>ご提案を踏まえ、「3 自助、互助・共助による被害の軽減」のリード文に、『また、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携を検討する。』と追記します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
9	震災対策編 震-4	1章 2節	<p>第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 5_要配慮者に対する支援の充実</p> <p>【主な対策】○福祉避難所等の運営について、福祉避難所に入所できる被災者の基準を追加願います。台風19号災害の時は制限が厳しく、障害者等が一般の避難所で苦勞することがないように願います。 福祉避難所の開設訓練とマニュアルが必要だと思います。避難者が来てからの開設では遅いので、避難できるように必ず開設し待機してもらいたいです。</p>	<p>ご意見を参考に今後検討していきます。 福祉避難所に入所できる被災者の基準や運営方法については、第3章第8節第4の3に、「内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。」旨を記載しています。なお、一般避難所には福祉スペースを設け、避難者の心身の負担を軽減します。</p>	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
10	震災対策編 震-4	1章 2節	<p>第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 5_要配慮者に対する支援の充実</p> <p>【主な対策】○外国人に配慮した情報の提供について、外国人だけでなく高齢者や障害のある方、土地勘のない観光客など、通訳や手話、介助者が必要。情報伝達の方法を当事者と一緒に具体的に検討願います。</p>	<p>本項目は主な対策を記載しているものです。ご提案の内容については、【震災対策編】第2章第22節に記載しています。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
11	震災対策編 震-4	1章 2節	第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 5_要配慮者に対する支援の充実 【主な対策】の中に、子どもの居場所設置を追記できないでしょうか？ ※避難所内に設置するか、避難所外に設置するか等詳細については、今後の調整を希望します。 ※個別応急対策活動マニュアルの作成の中で調整？	本項目は主な対策を記載しているものです。ご提案の内容については、避難所運営マニュアルに記載しており、このマニュアルに沿って避難所を運営するよう【震災対策編】第3章第11節に記載しています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
12	震災対策編 震-4	1章 2節	第2節_災害の基本理念及び施策の概要 第2_重点項目 7_ 男女共同参画の視点を反映させた対策の推進 【主な対策】○世代、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営について、今はジェンダーレスの時代、性別にとらわれず個々のニーズに対する配慮を願います。	本項目は主な対策を記載しているものです。ご提案の内容については、避難所運営マニュアルに記載しており、このマニュアルに沿って避難所を運営するよう【震災対策編】第3章第11節に記載しています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
13	震災対策編 震-8	1章 3節	第3節_防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2_業務大綱 3_指定地方行政機関 【現行】関東地方測量部 ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 【修正案】関東地方測量部 ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。	ご提案のとおり修正します。	A：計画（案）を修正・追加する
14	震災対策編 震-11	1章 3節	第3節_防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2_業務大綱及び第3_住民・事業者等 現状ボランティア団体の活動として位置付けられている子ども支援活動を、「8_公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」の中に追記していただくことを踏まえ、今後の調整をお願いします。 ※個別応急対策活動マニュアルの作成の中で調整	一般的には、ボランティア団体は「公共的団体」ではありません。 なお、【震災対策編】第2章37節に、子ども支援活動を含むボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みについて記載しています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
15	震災対策編 震-11	1章 3節	第3節_防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第3_住民・事業者等 ボランティア団体の努める内容について 「普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。」に行政機関だけでなく、市社協（ボランティアセンター含む）、災害時支援ネットワークの追加を願います。また平時から連携の構築をすることが大切と考えます。 ※災害時支援ネットワークとは、行政、社協、ボランティア・NPOの三者連携のほか、企業、学校、組合、住民自治協議会等の多様な主体の連携で、災害時に支援の調整を行う	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
16	震災対策編 震-13	1章 4節	<p>第4節_長野市の概況 第3_災害履歴 1_地震災害</p> <p>本市に大きな被害をもたらした地震は、主に次のとおりである。</p> <p>(提案) 各地震にMを入れる。群発地震は終わりの年1967年を入れる。 (1)直下型の地震 1847年善光寺地震 (M7.4) 、1941年長沼地震 (M6.1) 、 2014年長野県神城断層地震 (M6.7) 等 (2)海洋性の地震 1854年安政東海地震 (M8.4、東海～南海トラフの地震) 等 (3)群発地震 1965年～1967年松代群発地震 (最大M5.4) 等 (理由) 地震の規模といつまで影響があったか、分かりやすくして、市民がイメージしやすくするため。</p>	マグニチュードについては【資料編】資料1-8に記載しています。	E:その他(質問への回答、状況説明等)
17	震災対策編 震-13	1章 4節	<p>第4節_長野市の概況 第3_災害履歴 2_水害</p> <p>本市における平成以降の主要な水害事例としては、次のものがあげられる。</p> <p>(提案) 本市における主要な水害事例としては、次のものがあげられる。 (1)1742年戊の満水(長沼地区などが広域の被害) (2)昭和24年9月豪雨災害(前線豪雨)(長野市:裾花川・破堤) (3)昭和56年8月台風15号災害 (4)昭和57年9月台風18号災害(長野市:浸水、飯山市:千曲川・破堤) (5)昭和58年9月台風10号災害(長野市:浸水、飯山市:千曲川・破堤) (6)昭和60年6～7月の長雨による災害(梅雨前線、地附山地すべりの引き金) (理由) 昭和の水害を落とすのは、非常にまずい。昭和の水害を入れておくべき。今後、もっと地球温暖化が進んだ場合には、現在の河川計画の100年に1度・200年に1度の降水量よりも、更に多い降水量が予想される。特に(2)～(6)は残すべき。自然災害の発生間隔(再来年数:リターンピリオド)は長い。「災害は、忘れた頃にやってくる」。昭和の時代の災害を、無かったことにするのは、実際の自然災害の怖さを知らない方々の考え方である。自然災害は、人間の暦が、令和だろうが、平成だろうが、それに関わりなく、起きる時には起きるものである。</p>	昭和の主な風水害については、【資料編】資料1-9に掲載しています。 なお、【震災対策編】第1章第4節第3の2に、『昭和の主な水害については、資料編1-9に掲載する』と追記します。	E:その他(質問への回答、状況説明等)

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
18	震災対策編 震-14	1章 4節	<p>第4節_長野市の概況 第3_災害履歴 3_土砂災害</p> <p>本市における平成以降の主要な土砂災害事例としては、次のものがあげられる。</p> <p>(提案) 本市における主要な土砂災害事例としては、次のものがあげられる。 (1)昭和58年9月台風10号崖崩れ (2)昭和60年6～7月の長雨による地すべり(地附山地すべり) (理由) 昭和の土砂災害を落とすのは、非常にまずい。昭和の土砂災害を入れておくべき。なぜなら、今後、もっと地球温暖化が進んだ場合には、現在の河川計画の100年に1度・200年に1度の降水量よりも、更に多い降水量が予想されるため、土砂災害発生の可能性が高まるから。特に、旧計画の(1)(2)は残すべき。自然災害の発生間隔(再来年数:リターンピリオド)は長い。「災害は、忘れた頃にやってくる」。特に、地附山地すべりについて、長野市では、地元からの寄付金により、防災基金を運営しているはず。 多くの犠牲者が出た地すべり災害を忘れてはならない。災害の記録と教訓は、今後も風化させることなく、代々、受け継いで行くべき。昭和の時代の災害を、無かったことにするのは、実際の自然災害の怖さを知らない方々の考え方である。自然災害は、人間の暦が、令和だろうが、平成だろうが、それに関わりなく起きる時には起きるものである。</p>	<p>昭和の主な風水害については、【資料編】資料1-9に掲載しています。 なお、【震災対策編】第1章第4節第3の3に、『昭和の主な土砂災害については、資料編1-9に掲載する』と追記します。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明等)
19	震災対策編 震-14	1章 4節	<p>第4節_長野市の概況 第3_災害履歴 2_水害 3_土砂災害</p> <p>令和4年8月豪雨災害の追加と、本市のどこの地域か追加願います。 3_土砂災害も同様。(国道19号長野市篠ノ井小松原地先において、令和3年7月6日に地滑り発生)</p>	<p>原則、令和2年までの主な災害を資料編に掲載しています。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明等)
20	震災対策編 震-16	1章 5節	<p>第5節_被害想定 第1_地震の被害想定 2_被害</p> <p>(提案) 被害の一覧表では、「人的被害」と「避難者」の項目を、一番トップにすべき。 (理由) 総則で述べているとおり、「人命の確保」が一番大事なことから、その項目が一番トップに持ってくるべき。人命・最優先の施策が望まれる。「第1章 総則 1 計画作成の趣旨 第1 計画の目的」にも、「住民の生命、身体及び財産を保護するとともに…」と一番最初に書いている。</p>	<p>人的被害・避難者は地震の揺れ等による土砂災害や建物被害により発生していますので、土砂災害・建物被害等を先に記載しています。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明等)
21	震災対策編 震-40	2章 10節	<p>第10節_避難の受入活動計画 第1_避難発令体制の整備等 避難場所等の開設・運営体制の整備</p> <p>長野県危機管理部の作成した「長野県避難所TKBスタンダードの取組」の長野市編の取り組みをさらに進めていただきたい。また、COVID等の感染対策を考慮すると現在の指定避難所に収容できる住民数があらかじめ想定できると思われます。災害発生時の混乱を避けるため、収容人数を周知することも必要かと思いますがいかがでしょうか。特に震災災害では車中泊避難も多くなると想定されますので、車中泊避難について項目を改めて作成することが必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご提案を踏まえ、【震災対策編】第2章第10節第2に『○車での避難ができる場所の確保に努める』と追記します。 なお、【震災対策編】第3章11節に、避難所の環境整備等について記載しています。</p>	A:計画(案)を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
22	震災対策編 震-40	2章 10節	<p>第10節_避難の受入活動計画 第1_避難発令体制の整備等 避難場所等の開設・運営体制の整備</p> <p>避難所の環境改善について 過去の災害（令和元年度の台風19号災害）において、指定避難所（体育館）の空調機能が脆弱であった。（10月であったが、夜は肌寒い）災害はいつ何時発生するか予知が困難です。もし災害が真夏であった場合、避難先に空調（冷房）が無ければ熱中症のリスクがあります。TKBの充実も必要ですが、避難所の環境改善を考えるには、冷暖房による空調の充実がまず必要と考えます。避難先の環境が整っていないければ、避難すらしないのではないのでしょうか。 長野県の防災計画にも記載されていますが、冷暖房導入による環境改善についてご検討願いたい。</p>	<p>【震災対策編】第3章第11節に、長期化対策として「暑さ・寒さ対策」を行うことを記載しています。 なお、指定避難所の開設にあたっては、施設管理者・協定締結事業者等と協議・調整を図り、避難所の良好な生活環境の確保に努めます。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
23	震災対策編 震-40	2章 10節	<p>第10節_避難の受入活動計画 第2_指定緊急避難場所の確保</p> <p>○誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく・・・</p> <p>（提案）○誘導標識を設置する場合は、日本産業規格（JIS）に基づく・・・ （理由）JISの方が一般的な言い方だから。市民にとっては分かりやすい。 2019年に、法律が改正されたことを知らない人は多い。今も日本工業規格＝JISと思っている人は多い。以下のように、注釈を付けければ、なお親切。</p> <p>（注）「2019年7月1日より「工業標準化法」は「産業標準化法」に変わり、「日本工業規格（JIS）」は「日本産業規格（JIS）」に変わりました。なお、経過措置として、旧JIS法に基づくJISは、次の改正までの間新法に基づくものとみなされ、旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなされます。」</p>	<p>ご提案のとおり修正します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
24	震災対策編 震-46	2章 14節	<p>第14節_生活必需品等の備蓄調達計画</p> <p>支援物資の受け入れ体制の整備 [市] について</p> <p>支援物資の仕分けや避難所におけるニーズ調査など、ボランティア団体との連携を検討いたします。</p>	<p>【震災対策編】第3章第11節第6に、避難所運営の基本として避難者・市・ボランティア団体等が互いに協力することを記載しています。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
25	震災対策編 震-54	2章 22節	<p>第22節_災害広報計画</p> <p>「多様な広報手段の導入検討 [市] 」及び、災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、防災関係機関] について</p> <p>「災害時を想定した広報活動実施体制を強化する」との表現がありますが、台風19号発災時、被災者が得た情報の多くは「紙」によるものでした。このため発災時にはアナログである「紙」による広報も重要な広報・連絡手段として位置付け、大量となる印刷手段の確保や配布方法などの検討願います。 各障害の当事者団体、支援をするボランティア団体等との連携による情報のバリアフリー化と発信力の強化が必要と考えます。</p>	<p>ご提案を踏まえ、「多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」を「『紙媒体をはじめとする』多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」に修正します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
26	震災対策編 震-66	2章 32節	<p>第32節_防災知識普及計画</p> <p>また、「自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）」等の必要な知識を学べるよう、実践的な防災教育を実施する。</p> <p>（提案） また、「自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）」等を克服できるように、必要な知識を学べるよう、実践的な防災教育を実施する。</p> <p>（理由） 後述の震-67「○的確な自己の避難判断（正常性バイアス等の克服）ができるよう、防災意識啓発に取り組む。」の記述に合わせる。原案のままでは、文章の意味が分からない。</p>	<p>ご提案を踏まえ、『「自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）」を克服する等、必要な知識を学べるよう実践的な防災教育を実施する。』に修正します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
27	震災対策編 震-66	2章 32節	<p>第32節_災害知識普及計画</p> <p>防災イベントの開催〔市〕及び防災教育〔市〕について</p> <p>防災教育、防災イベントの企画運営など、防災知識の普及啓発をするボランティア団体等との協働を検討願います。特にボランティア活動の普及啓発は、市民発の方が共感を得やすいと考えます。</p>	<p>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。</p>	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
28	震災対策編 震-67	2章 32節	<p>第32節_災害知識普及計画</p> <p>「その他、災害時に備えるための防災意識の向上〔市〕について</p> <p>自分達が住む地域での防災・減災活動等に生かしてもらう為、市民の方に被災地への支援等に関わってもらい、被災者・被災地の実情を経験してもらう機会を設けるなど追加を検討願います。また市職員の方にも、協定による派遣だけでなく、ボランティアとして各地の被災者支援に関わることが、今後、発災した場合の避難所運営や被災者対応などに生かされると考えます。</p>	<p>【震災対策編】第2章37節に、ボランティア活動の環境整備について記載しています。市職員については、地域活動ボランティア等への参加を推奨しており、災害ボランティアも含め自発的に活動を行っています。</p> <p>なお、市職員は災害派遣要請等に基づき職務としての被災地支援も行っています。</p>	E：その他（質問への回答、状況説明等）
29	震災対策編 震-68	2章 33節	<p>第33節_防災訓練計画</p> <p>「総合防災訓練等の実施〔市、県、各防災関係機関、住民〕について</p> <p>市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及び重要な施設の管理者に「被災者支援に関わる中間支援団体等」を追加願います。</p> <p>（理由） 災害復旧期に被災された住民と直接関わり、支援活動をするそれら団体が総合防災訓練に参画することは「支援の漏れ防止」や「迅速、適切な支援活動」にも繋がると考えます。訓練の当日及び、企画の段階からボランティア団体等の参画を検討いただきたい。とくに、避難所開設・運営訓練の実施について、ボランティア団体やNPOは実際係わりが大きいので「被災者支援に関わる中間支援団体等」追加願います。</p>	<p>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。</p>	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
30	震災対策編 震-68	2章 33節	第33節_防災訓練計画 「総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民] 避難所開設・運営訓練の実施等、想定訓練に参加させていただく機会を望みます。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C : 計画 (案) を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
31	震災対策編 震-70	2章 35節	第35節_自主防災組織等の育成に関する計画 自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会] について ○青年層、女性、障がい者、高齢者等多様な主体の組織への参加促進について、参加の促進では参加は進まないため、最低でも青年、女性、障がい者、高齢者等1人ずつ参加するなど具体的な方法の追加を願います。また、「女性防火クラブ」等の住自協の女性部というようなくりをやめて、どの役割にも多様な主体と男女比率50 : 50を目指すことが重要と考えます。	住民自治協議会をはじめとする地域活動は、それぞれの地域の実情に応じて組織し活動していただくものと考えます。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
32	震災対策編 震-72	2章 36節	第36節_企業防災に関する計画 …リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練… (提案) …リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定するとともに、重要業務を継続できる体制の整備や訓練… (理由) BCPの文言を、前文の中に入れて、企業の防災計画はBCPの策定が前提となるようにしておくべき。BCPの策定・訓練・試行が、災害時の企業活動の継続の一番の前提となるため。	ご提案を踏まえ、『…リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時における事業継続計画 (BCP) を策定するとともに、重要業務を継続できる体制の整備や訓練…』と修正します。 なお、市内事業者のBCP策定を促進するための支援事業を市内商工団体とともに実施していきます。	A : 計画 (案) を修正・追加する
33	震災対策編 震-73	2章 37節	第37節_ボランティア活動の環境整備 子ども支援に携わるコーディネータの育成やボランティア育成については、緊急時における子ども支援ネットワークとしても尽力していく予定です。 ボランティア団体ではなく、NPO 団体 等 (多様な主体) と記載変更していただくことは可能でしょうか？	ご提案を踏まえ次のとおり修正します。 (リード文) 「NPO、NGO等」 ⇒「『ボランティア団体、』NPO、NGO等」 (計画名) 「ボランティア団体とのネットワークの形成」 ⇒「ボランティア団体『等』とのネットワークの形成」 (計画内容) 「ボランティア団体との」 ⇒「ボランティア団体『、NPO等』との」	A : 計画 (案) を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
34	震災対策編 震-73	2章 37節	<p>第37節_ボランティア活動の環境整備</p> <p>ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会] について</p> <p>「行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する」とありますが、「行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の実施に向けて整備する」と修正願います。三者の定義に社会福祉協議会を入れることも必須だと考えますので、追加願います。情報共有会議は全国的にも、災害が発生した際のインフラとして、すでに認識が広まっているところであり、環境整備の必須項目として規定することが必要だと考えます。また担当部課に「総務部危機管理防災課、各部課」を追加願います。一般ボランティアの受け入れ主体となる福祉政策課が担当するだけでは不十分であり、広い分野を担うNPO等への対応は、総務部危機管理防災課や各部課で担当する必要があると考えます。</p>	<p>ご提案を踏まえ、三者の定義に社会福祉協議会を追加することとし、「行政『、社会福祉協議会』、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する」と修正します。</p> <p>また、担当部課に『総務部危機管理防災課』と『各部課』を追加します。</p>	A：計画（案）を修正・追加する
35	震災対策編 震-73	2章 37節	<p>第37節_ボランティア活動の環境整備</p> <p>ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会] について</p> <p>災害時のボランティアの育成を、どのような方法でいつ、だれと、どんな形で実施するか具体的な方法を、ボランティア・NPO等と一緒に考えるよう願います。講師の選定については、市内外や県内外、全国組織も視野に入れての選定を希望します。</p>	<p>ボランティアの育成方法や講師の選定等については、個々の事案に応じて検討するものと考えています。</p>	E：その他（質問への回答、状況説明等）
36	震災対策編 震-73	2章 37節	<p>第37節_ボランティア活動の環境整備</p> <p>ボランティア団体とのネットワークの形成 [市] について</p> <p>大変良い内容と受止め支持します。今後、具体的に進めていくために、ボランティア団体との学習や懇談の機会をぜひ設けていただき、ネットワーク形成に向けた「検討を行う」から、ネットワーク形成に向けた「協力を要請する」と一歩踏み込んでいただけるよう希望します。民間との災害支援の協働は必須であり、そのために平時からのネットワーク形成も必須であると考えます。</p>	<p>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。</p>	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
37	震災対策編 震-82	3章 1節	<p>1節_災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2_概況調査 1_情報の収集</p> <p>令和元年台風19号災害で県庁内で活動された I S U T（アイサット：災害時情報集約支援チーム）が作成する情報を長野市でも活用できるよう、ご検討ください。</p>	<p>ISUTについては本文中に示す「関係機関」の1つであると認識しています。</p> <p>ご提案いただいた内容は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
38	震災対策編 震-97,98	3章 2節	<p>第2節_非常参集職員の活動</p> <p>第5_災害対策の適用範囲 2_各部及び各班業務分掌表</p> <p>福祉政策班の業務分掌に「社会福祉団体との連絡調整、ボランティアに関する社協、団体等との調整に関すること」とされているが、市民活動団体への支援を平時から業務としている地域活動支援班の業務分掌にも追加願います。広い分野を担う（NPO）団体等との調整は福祉政策班のみでは不十分と考えます。</p>	<p>【震災対策編】第2章37節「ボランティア活動の環境整備」及び第3章37節「ボランティアの受入れ体制」において担当としていないため、業務分掌にも記載しておりません。</p>	E：その他（質問への回答、状況説明等）

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
39	震災対策編 震-103,104	3章 2節	<p>第2節_非常参集職員の活動 第5_災害対策の適用範囲 3_専門チーム</p> <p>新たな記載を支持します。構成員に行政以外の現場関係者代表が参画できるような記載を希望します。検証報告書が必要であるとされている(仮)専門チームについて、食事支援チーム・避難行動要支援者支援チーム・避難所以外の避難者支援チーム・堆積土砂撤去チーム・災害相談窓口チームも、構成員等は予め想定して記述願います。構成員が見えてないと、災害時に円滑な設置ができないと思われま。</p>	<p>専門チームの構成員は必要に応じて国・県・防災関係機関も構成員に含むこととしており、行政機関に特定しているものではありません。 なお、(仮)チームの構成員は、今後検討するものです。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明等)
40	震災対策編 震-103	3章 2節	<p>第2節_非常参集職員の活動 第5_災害対策の適用範囲 3_専門チーム</p> <p>食事支援チームについて・食事提供手段(キッチンカーなど)を持つ事業者や、ボランティア・NPOなどの連携、協働による炊出し対応を追加願います。 (理由)キッチンカーの事業者同士のネットワークが、令和元年台風19号災害の際に食事支援(炊出し)で大いに活躍した実績があり、現在でも復興イベントなどで協働している。ボランティア・NPOなどで、炊出し設備を所有している団体もあります。災害時にレスポンス良く行動可能な皆さんと平時から情報共有(可能であれば協定を締結)しておくことで、発災時に行政と協働して、現場ニーズに応じた効率的な食事支援(炊出し)が実現できると考えます。あたたかい食事で被災されたみなさんの心が元気になって、復旧・復興のためのパワーになると思います。 (震-148P第13節_食料品の調達供給活動 第2_応急期の対応 6_炊き出しの項の記載内容に賛同します。)</p>	<p>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。</p>	C:計画(案)を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
41	震災対策編 震-120	3章 6節	<p>第6節_救助・救急・医療活動 第2_医療活動 4_応急救護所での活動</p> <p>災害発生時に記載されている活動は現実的には難しい状況であり変更が必要と考えます。もしここでtriage(トリアージ)を行う医療者がいたとして、搬送が必要な赤と判断しても、直下地震に被災した道路状況からは短時間での病院搬送は困難と思われ、その場である程度、救急措置を行うにしても酸素ボンベや輸液セットなど医療資材が不足すると予想されます。</p>	<p>大規模災害発生時には、多数の負傷者が医療機関に殺到し、医療の機能が麻痺するおそれがあります。一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うには、救命可能な重傷者の治療を優先するのが原則であり、傷病者の緊急度に応じて優先順位を決めることは、不可欠な要素であると考えます。 応急救護所では負傷者のトリアージを中心に活動を行いますが、すぐに処置が必要な患者が発生した場合は、DMAT等の医療チームによる対応や、ドクターヘリによる医療機関への搬送等の対応をすることについて【震災対策編】第3章第6節に記載しています。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明等)
42	震災対策編 震-121	3章 6節	<p>第6節_救助・救急・医療活動 第4_被災者への医療活動 1_避難所での医療活動</p> <p>台風19号災害時には、保健所と連携した清泉女学院大学はじめ、教員、保健師、看護師などが被災者の健康相談等にあたられていた経緯があり、平日昼間は家の片付けで被災者が少ないため夜間活動をされていました。人員的にも一部の避難所での活動だったため、県看護協会とも連携しすべての避難所での活動を希望します。長い避難生活によるストレスで関連死を防ぐため、早期の異常発見が重要と考えます。</p>	<p>被災者の支援については、【震災対策編】第3章第11節第5の6に健康・衛生管理として、第16節に保健衛生活動として、巡回等のさまざまな支援を行うことが計画されており、保健所、県を中心に支援することが定められています。 また、被災者支援に要する人員が不足する場合は、外部からの応援を得ることを「保健所部災害時活動計画」の中で記載しています。</p>	B:計画(案)に盛り込まれており修正しない

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
43	震災対策編 震-124	3章 8節	第8節_要配慮者に対する応急活動 第2_避難所での生活環境整備 1_要配慮者の状況の把握 避難行動要支援者の対象はどのように決めるか、希望する方も対象に入れていただけるよう検討をお願いします。また、状況把握項目には、障害者手帳の有無、障害の種別など把握しておく必要があると思います。支援の種別・規模などの分類ではなく、コミュニケーションがとれるか、家族等の支援はあるか、移動方法や避難時に気を付けること、避難先で配慮して欲しいことなど具体的な個別計画が必要と考えます。必要に応じて避難所ではなく直接福祉避難所への避難を計画に入れておくことが本人の安心安全につながると思います。これらの情報の共有範囲、報告先を決めておく必要があると思います。(担当課、民生委員、住自協、区長、避難に協力する人等)	第2章第7節第1に定めるとおり、「長野市避難行動要支援者避難支援プラン」において、対象者の基準を決めています。また、基準の対象外となる方も希望により避難行動要支援者名簿へ登録しています。 個別避難計画の作成の優先度が高いと市が判断した者の作成を進めており、計画の作成過程において、個人の状況に応じた避難先を選定するよう調整を図ってまいります。また、個人情報の取扱いについては、災害対策基本法に基づき、本人同意を確認の上、適切に運用してまいります。	E：その他（質問への回答、状況説明等）
44	震災対策編 震-125	3章 8節	第8節_要配慮者に対する応急活動 第3_在宅者対策 1_在宅者の訪問の実施（巡回ケアの内容）について 在宅避難者へのヒアリングや調査については、大学・専門学校・福祉系ボランティア等との協働による実施が望ましいと考えます。	在宅避難者への支援については、【震災対策編】第3章第16節に保健衛生活動として、巡回等のさまざまな支援を行うことが計画されており、保健所、県を中心に支援することが定められています。 また、在宅避難者への支援に要する人員が不足する場合は、外部からの応援を得ることを「保健所部災害時活動計画」の中で記載しています。	E：その他（質問への回答、状況説明等）
45	震災対策編 震-125	3章 8節	第8節_要配慮者に対する応急活動 第4_福祉避難所の確保 1_福祉避難所の確保 子ども第三の居場所が福祉避難所として位置付けることは可能でしょうか？	福祉避難所は、妊産婦、乳幼児を含む、災害により心身の状態悪化が懸念される避難者又は平常時でも心身の状態が悪化しやすい方が避難する場所です。	E：その他（質問への回答、状況説明等）
46	震災対策編 震-137	3章 11節	第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第5_避難所の開設・受入れ 避難所に総合相談窓口を提案します。家屋の復旧、住宅再建資金、健康上の相談、環境（TKB）、防犯等なんでも相談できる窓口を開設することで、被災者の負担を減らすことができると考えます。常に専門家がいない必要はなく、まず話を聞いてくれる窓口があって専門家につながられるよう願います。地区のボランティアセンターやコーディネーター、社会福祉士、産業カウンセラー、傾聴ボランティア等が対応可能と思います。	【震災対策編】第3章27節第3の2に、災害時の相談窓口について記載しています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
47	震災対策編 震-138	3章 11節	第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第5_避難所の開設・受入れ 「なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。」のあとに、「避難所開設時は障害等の有無にかかわらず、誰一人取り残さない人権に配慮した避難所を目指す」と追記願います。 障害があるから、ペットがいるから避難所に入れないということにならないように、人権に配慮した受入れをお願いします。	【震災対策編】第3章第11節に、避難所の運営についてはマニュアルに基づくよう記載しています。 なお、マニュアルには、ご提案の内容について記載しています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
48	震災対策編 震-138	3章 11節	<p>第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第6_避難所の運営 (避難所運営の基本的な考え方)について</p> <p>「・・・避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。」とありますが、「災害関連死は決して出さないことを目標・・・」に修正願います。関連死を出さないことを想定した考え方であることが必要だと考えます。</p> <p>「避難所以外にも避難者がいることを前提に」という考え方に賛同します。在宅避難、知人宅、車中泊、自主避難所などで生活している方に、避難所と同等の支援情報・支援物資・食事などが提供されることを周知し、災害が発生した場合は、たとえ自宅避難だとしても、避難所において、「物資、食事、情報等を取りに来ることができる場所」という広報や啓発を継続してお願いします。</p> <p>「第6_避難所の運営」の「運営の基本」の記載事項について、大変良い内容と受け止め支持します。また「避難所運営の基本的な考え方」の内容もとても重要だと思います。これらの内容を災害時に機能させるために、市職員の誰が避難所運営しても大丈夫のように平時からの教育や研修は重要と思います。</p>	<p>【震災対策編】第3章第11節に、避難所の運営についてはマニュアルに基づくよう記載しています。</p> <p>マニュアルでは、「災害関連死をできる限り防ぐことを目標に」と記載しており、適切な表現と考えております。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
49	震災対策編 震-139	3章 11節	<p>第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第6_避難所の運営 4_避難所運営委員会の設置</p> <p>できる限り女性が参画できるような構成と記載があり大いに共感します。具体的記載として【避難者女性代表や若者代表は必ず参画するよう促す】としたほうが、避難所運営が住民の自主運営に繋がる気がします。また子供の見守りなど、NPOや専門のボランティア団体などの外部支援者との協力も積極的な執行を期待します。</p>	<p>避難所運営委員会の構成については、各避難所の状況に応じたものになると考えています。</p> <p>なお、避難所運営マニュアルでは「避難所運営委員会は避難所の規模等に応じて組織する」としています。</p>	E：その他（質問への回答、状況説明等）
50	震災対策編 震-139	3章 11節	<p>第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第6_避難所の運営 5_長期化対策 (プライバシー、男女のニーズ等への配慮)について</p> <p>子どもも被災して傷ついたりストレスを抱えていると思います。子どもの居場所を確保しボランティアや親御さん等と協力して見守りが必要だと思います。</p>	<p>【震災対策編】第3章第11節に、避難所の運営についてはマニュアルに基づくよう記載しています。</p> <p>なお、マニュアルでは、「子どもの生活環境整備としてキッズスペース、学習スペースの設置」について記載しています。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
51	震災対策編 震-139	3章 11節	<p>第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第6_避難所の運営 5_長期化対策</p> <p>長期化対策の中に、「栄養バランスを考えた健康な食事、避難者をリフレッシュや元気づけにつながる賑やかな食事の提供」を追加願います。避難所の食事は単調になることが従来から課題として指摘されており、計画上にもその対応を明記しておく必要があると考えます。</p>	<p>【震災対策編】第3章13節第2に、栄養管理について記載しています。</p> <p>なお、リフレッシュや元気づけについては、状況に応じて可能な範囲で配慮します。</p>	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
52	震災対策編 震-140	3章 11節	第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第7_避難所以外の被災者の把握及び支援 1_避難所以外の被災者の把握 「また、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等の活動時に、NPO・ボランティア団体と協働して、避難先、住まいの状況を把握する。」に修正願います。 (理由) 避難所以外の被災者へのきめ細かなアセスや支援は行政だけでは滞る課題が指摘されています。NPO・ボランティア団体と協力して状況把握調査から支援まで実施する必要があると考えます。	避難所以外の避難者の把握については、様々な関係者の協力をいただいて実施することとしています。支援をいただける状況であれば、協力をお願いします。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
53	震災対策編 震-141	3章 11節	第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 第7_避難所以外の被災者の把握及び支援 4_被災者等への的確な情報提供 「被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。」に賛同します。インターネットなどでの情報収集手段を持たない被災者へは、紙媒体での提供が必要ですが、災害後は地域の回覧板の機能も停止していると想定されます。紙での情報提供が必要な方に届くように巡回時に配付など工夫が必要と考えます。	ご提案を踏まえ、【震災対策編】第2章第22節に記載の「多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」を「『紙媒体をはじめとする』多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」に修正します。また、必要な情報が必要な方に届くように工夫してまいります。	A : 計画(案)を修正・追加する
54	震災対策編 震-143	3章 11節	第11節_避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動 「十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を設置する。」これを、「十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、協定締結先である(一社)長野市建設業協会等に協力を要請し、建設型応急住宅を設置する。」と記載願う。	協定については、【資料編】資料11-1に掲載していることをご理解をお願いいたします。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
55	震災対策編 震-147	3章 13節	第13節_食料品の調達供給活動 第1_初動期の対応 避難所開設したら最低3日は日赤奉仕団による炊出しの検討願います。 (理由) 台風19号災害の時は、要請がないと動けないということで炊出しが行われなかった避難所もあれば、毎日公民館で日赤奉仕団による夕食の炊出しを行っていたところもありました。お湯を沸かして提供できるように準備するだけでも、持参したカップ麺などを食べられたり、赤ちゃんのミルクを作ることができます。食事はおなかを満たすだけでなく、災害時の精神的な安寧にもつながると考えます。	【震災対策編】第3章13節第2に、炊き出しについて記載しています。なお、状況に応じて可能な範囲で日赤奉仕団等に協力を依頼します。	B : 計画(案)に盛り込まれており修正しない
56	震災対策編 震-147	3章 13節	第13節_食料品の調達供給活動 第2_応急期の対応 3_食料の手配・輸送について 「栄養バランスを考えた健康な食事の提供に配慮し」との文言を追加願います。	【震災対策編】第3章13節第2の1「食料の確保と供給」に、献立の作成、栄養管理、アレルギー等の配慮を行うことを記載しています。	B : 計画(案)に盛り込まれており修正しない

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
57	震災対策編 震-147	3章 13節	第13節_食料品の調達供給活動 第2_応急期の対応 5_食料の配布 ボランティアが担うのは、食料・物資の配布のみでなく、収集收拾についても、協働で実施。特性のある人々のために必要な物資の情報・知識もボランティア・NPO等と共有願います。ITを活用した物資支援についてはNPO等の全国ネットワークによる支援(スマートサプライ)もあるため、IT関連企業も含めて連携して行うことが理想と考え、あらかじめ役割分担をしておくよう検討願います。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
58	震災対策編 震-147	3章 13節	第13節_食料品の調達供給活動 第2_応急期の対応 6_炊き出し 記載内容が避難所での支援のみ想定されているように読み取れます。炊き出しの支援者は被災地の可能な場所で希望する者も多く、その支援を市だけで受付けて調整するのは大変だと想像します。「炊き出し支援については、避難所以外でのニーズもあり、ボランティア団体とも協力連携し、被災者支援につながるコーディネートに努めます」の追加を検討願います。台風19号災害での支援経験から考えると、被災地域での炊き出しニーズがあり、ボランティア団体等との連携協働したコーディネートの方が、より細やかなニーズに対応できると考えます。 被災者の健康と希望のため、長野市の企業や団体等に必要に応じて炊き出しを要請するとの記載も検討願います。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
59	震災対策編 震-151	3章 15節	第15節_生活必需品等の調達供給活動 第1_生活必需品の調達・供給 6_生活必需品の配布 第13節に準じて行う。（震-147_食料の配布と同様） ボランティアが担うのは、食料・物資の配布のみでなく、収集收拾についても、協働で実施。特性のある人々のために必要な物資の情報・知識もボランティア・NPO等と共有願います。ITを活用した物資支援についてはNPO等の全国ネットワークによる支援(スマートサプライ)もあるため、IT関連企業も含めて連携して行うことが理想と考え、あらかじめ役割分担をしておくよう検討願います。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
60	震災対策編 震-152	3章 15節	第15節_生活必需品等の調達供給活動 第2_物資の受入れ 2_物資の要請 「物資の受入れの方針は、HP、SNS等で周知を図る。また、報道機関を通じて、物資の要請・募集を行わないものとする。〈物資受入れの方針〉として 個人からの物資及び中古品は、受け入れない。」との記載に、市民として違和感を感じます。個人が情報を得やすいHPやSNSの発信なのに個人からの物資は受け入れないのは、大量の物資が届き支援物資の仕分けや、不要になった支援物資の処理方法についての懸念があるからでしょうか？ なぜ個人から受け入れないのか、なぜ報道機関を通じて行わないのか、その理由を記載したほうが良いと感じます。	個人からの物資及び中古品を受け入れないことについては、一般的な対応となっていると認識しています。なお、理由は、仕分け及び活用が困難なためです。また、報道機関を通じて物資の要請・募集を行わない理由は、市民等からの問い合わせが殺到し対応が困難となるためです。	E：その他（質問への回答、状況説明等）

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
61	震災対策編 震-152	3章 15節	第15節_生活必需品等の調達供給活動 第2_物資の受入れ 3_物資の受け入れ・管理・配送 被災者視点での物資支援ニーズを集約するよう願います。被災して不足する生活必需品や被災家屋の清掃片付け用品の支給、復旧作業での必需品などを考えると、災害ボランティアセンターやボランティア団体との協力や連携の検討を願います。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
62	震災対策編 震-157	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第1_し尿の収集運搬・処理 1_収集運搬・処理計画について 「下水道処理施設、収集事業者等の被害状況」を「下水道処理施設、農業集落排水処理施設、長野市衛生センター、浄化槽（戸別浄化槽を含む）、収集事業者等の被害状況」に修正。 （理由）具体的な施設名等を記載することが必要。また、戸別浄化槽は上下水道局が管理していることから。	ご提案を踏まえ、「下水道処理施設、収集事業者等の被害状況」を「し尿処理施設、収集事業者等の被害状況」に修正します。	A：計画（案）を修正・追加する
63	震災対策編 震-157	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第1_し尿の収集運搬・処理 2_仮設トイレ配置について 「災害により下水道機能が停止し、仮設トイレを必要」を「災害により下水道機能、農業集落排水機能、浄化槽（戸別浄化槽を含む）、くみ取り式トイレの機能が停止し、仮設トイレを必要」に修正。 （理由）機能が停止する恐れがあるのは下水道だけではないことから。	ご提案を踏まえ、「災害により下水道機能が停止し、仮設トイレを必要」を「災害によりし尿処理機能が停止し、仮設トイレを必要」に修正します。	A：計画（案）を修正・追加する
64	震災対策編 震-157	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第1_し尿の収集運搬・処理 2_仮設トイレ配置について （2）配置の検討 〈仮設トイレの設置場所〉について、「災害廃棄物の仮置き場」を加える。 （理由）東日本台風災害時の災害廃棄物搬入時、待ち時間が長かったことから、住民及び作業員のトイレが必要だった。	「災害廃棄物の仮置き場」は、仮設トイレの配置場所に記載されている災害応急対策活動拠点のひとつと考えています。	B：計画（案）に盛り込まれており修正しない
65	震災対策編 震-157 震-158	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第1_し尿の収集運搬・処理 2_仮設トイレ配置について （4）維持管理 第1_し尿の収集運搬・処理 4_収集運搬・処理 文言の調整について、（4）維持管理では「収集をし尿収集業者に要請する」、4_収集運搬・処理では「し尿収集車両及び作業員を確保する」となっている。これを調整し、4_収集運搬・処理の記載を「協定締結先である長野市生活環境協同組合へ協力を要請する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、県への広域応援処理体制の応援要請を行い、し尿収集車両及び作業員を確保する。」に修正する。 （理由）記載を調整したほうが良い。また、（4）維持管理の「し尿収集事業者」を「長野市生活環境協同組合」にすることも可能。長野市内の仮設トイレを含むし尿の収集運搬は、長野市から委託業務として長野市生活環境協同組合が受託しているから。	ご提案のとおり修正します。	A：計画（案）を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
66	震災対策編 震-158	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第1_し尿の収集運搬・処理 3_広報・相談について 「広報広聴班を通じて、収集日時、仮設トイレの利用方法」となっているが、設置場所を加え「設置場所、収集日時、仮設トイレの利用方法」に修正する。 (理由) 住民に設置場所を知らせる必要がある。	ご提案のとおり修正します。	A : 計画(案)を修正・追加する
67	震災対策編 震-158	3章 18節	第18節_廃棄物の処理計画 第2_災害廃棄物処理 1_災害廃棄物処理体制の確立 (2) 災害廃棄物処理実行計画の作成 表中の区分「し尿」の内容 「し尿、災害に伴って便槽に流入した」を「し尿、災害に伴ってくみ取り式トイレ、浄化槽(戸別浄化槽を含む)に流入した汚水」に修正する。 (理由) 便槽をくみ取り式トイレに変更して表記を統一する。くみ取り式トイレと浄化槽(戸別浄化槽を含む)は基本的に違うものであり、東日本台風災害時にも浄化槽(戸別浄化槽を含む)に汚水が流入し対応したことから加える。	ご提案を踏まえ、「災害に伴って便槽・浄化槽等に流入した汚水」に修正します。	A : 計画(案)を修正・追加する
68	震災対策編 震-159	3章 18節	第18節_廃棄物の処理活動 第2_災害廃棄物処理 2_災害廃棄物の処理 (2)_収集・運搬処理 「また、被災地や近隣仮置場からの収集運搬体制を速やかに確立するため、協定に基づき長野市委託 浄掃事業協同組合へ協力要請する」とあるが、2019年の災害時の経験を踏まえ、被災地や近隣仮置場からの収集運搬には、積極的に一般ボランティアやNPOの協力を求めることが必要と考えますが、どこかに記述を追加できないか。	本項目は仮置場等に集積された廃棄物を処理施設に収集・運搬することを記載しています。 災害廃棄物には有害なもの、取り扱いに注意を要するものがあることから、市が委託する収集運搬業者に行わせることを基本とします。	E : その他(質問への回答、状況説明等)
69	震災対策編 震-159	3章 18節	第18節_廃棄物の処理活動 第2_災害廃棄物処理 2_災害廃棄物の処理 (2)_収集・運搬処理 市域のNPOや一般ボランティアが被災家屋から近隣の公園の仮置き場や市が指定した処理場まで軽トラボランティアが積極的に運搬するのは、被災者の一番の復旧につながるのいいと思います。また、その時に分別方法や資源化するのは当然だと考えます。台風19号災害時のような仮置き場からの収集運搬はワンナゴのように自衛隊や行政・企業が行うため、国やNネットで話し合ったほうがいいと思います。当初、赤沼の仮置き場でボランティアが分別をしていましたが、本来行政が産廃委託業者にきちんと対価を払ってやらせるべき仕事だと考えてます。被災した場合、地区の公園や駐車場が被災廃棄物の仮置き場になりますが、そこから処理場への収集運搬はボランティアではなく、行政や企業・自衛隊などに任せるべきと考えています。	本項目は仮置場等に集積された廃棄物を処理施設に収集・運搬することを記載しています。 災害廃棄物の分別については、排出時に徹底することとしています。これらの業務をボランティアが担う旨は記載しておりません。	E : その他(質問への回答、状況説明等)

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
70	震災対策編 震-190	3章 37節	<p>第37節_ボランティアの受入れ体制 第1_ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</p> <p>ボランティアニーズの把握は市福祉政策班、市社協が行うことになっているが、ここでいうボランティアニーズとは主に被災住家の片付けや災害廃棄物搬出等に関するものと想定されます。しかし、被災地や被災者のニーズは多様であり、またそのニーズに対して支援を行うNPO、支援団体もまた多様であります。この多様なニーズと支援のマッチングを災害ボランティアセンターで調整することは不可能であると考えます。震-73ページで記載された、平時からの情報共有会議設置の準備や災害支援団体とのネットワークの構築を踏まえて、災害ボランティアセンターとは協働で活動調整、コーディネートする体制の明記が必要であると考えます。</p> <p>ボランティアニーズという言葉は一般的ではないため、ボランティアニーズという表現について「ボランティアにやって欲しいこと。ボランティアセンターに依頼したい作業のこと」の注釈を検討願います。</p>	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
71	震災対策編 震-190	3章 37節	<p>第37節_ボランティアの受入れ体制 第2_ボランティアの受入れ体制 1_災害ボランティアセンターの設置</p> <p>設置場所を決定するに「市社協と協議をして決定する」とした方が良いと思います。また、「市社協は、県社協、日赤、ボランティア団体と協力して」との記載がありますので、市の防災訓練の時にも、ボランティア団体の参加、協働による実施を検討願います。</p>	災害ボランティアセンターの設置場所を市が決定する際には、市社協と協議します。また、災害ボランティアセンターの運営訓練を実施する際には、ボランティア団体等の参加を検討します。	E：その他（質問への回答、状況説明等）
72	震災対策編 震-190	3章 37節	<p>第37節_ボランティアの受入れ体制 第2_ボランティアの受入れ体制 2_ボランティアの活動調整</p> <p>市社協のみでなく、平時からのネットワーク構築による情報共有会議の活用を願います。また、すべてを市社協と行政で出来ないことは過去の経験からわかっているので、分散型のコーディネートを検討してもらいたい。</p> <p>それぞれの動きを一括で把握するためにも情報共有の方法について事前に考える必要があると思います。</p>	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。	C：計画（案）を修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
73	震災対策編 震-196	3章 41節	<p>第41節_罹災証明書の交付・被災者台帳の作成 第1_住家の被害調査</p> <p>災害時避難してきた翌日には自宅の様子を見に行き片付けを始めます。罹災証明に必要な写真の撮り方など迅速な情報提供をお願いします。知らなかったということがないように、チラシを渡しご近所への声かけも願います。（水害の場合、床上床下浸水時の家屋の復旧方法、床下に石灰はまかない、床下の乾燥等のパンフレットの配布を願います。（NPOが作成済の冊子・リーフレットがあります。自由にダウンロード可。 https://blog.canpan.info/shintsuna/）</p>	ご提案を踏まえ【震災対策編】第3章第41節第2の3に、『罹災証明の申請に必要な住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める』を追加します。 【震災対策編】第2章第34節の「罹災証明書の発行体制の整備」に、『罹災証明の申請に必要な住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める』を追加します。	A：計画（案）を修正・追加する

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
74	震災対策編 震-216	4章 7節	第7節_被災した観光地の復興 (提案) 7 被災した観光地の復旧・復興 (←「復旧・」を入れる)、概要版p24も同様に修正する。 (理由) 復興だけだと片手落ち。なぜ復旧が無いのか奇異に感じるため。計画の文章中にも、復旧のことが書いてある。復旧・復興とする方が自然である。市が、実際に、どこまで関われるかは、未定で構わない。	復旧状況を発信することを含め観光地全体の復興を主たる目的としていることから、表題はこのままとします。また、長野県地域防災計画との整合も図っています。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
75	震災対策編 震-217	5章 1節	第1節_総則 第1_計画の目的 気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の平成29年11月1日から運用を開始している。 (提案1) 気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。 (または提案2) 気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日から開始している。 (理由) 文章のパラグラフを読みやすくするため。	ご提案を踏まえ、「気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日から開始している。」に修正します。	A : 計画(案)を修正・追加する
76	風水害対策編		令和元年台風被害・水害時は、東信とその県境に多量の降雨があったため、それが原因で千曲川の増水と破堤に結び付き甚大な被害が発生した。千曲川の水位上昇により、浅川・鳥居川の排水機能が機能しなくなり、大規模な内水氾濫を招いた。 千曲川流域、犀川流域に多量の降雨が同時に発生するような広域での豪雨についての被害想定はどうか？	想定最大規模降雨を前提とした防災アセスメント(災害被害想定調査)に基づく被害想定を【風水害対策編】第1章第5節に記載しています。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
77	風水害対策編		令和元年台風被害・水害時は、東信とその県境に多量の降雨があったため、それが原因で千曲川の増水と破堤に結び付き甚大な被害が発生した。千曲川の水位上昇により、浅川・鳥居川の排水機能が機能しなくなり、大規模な内水氾濫を招いた。 長野市内にも同時に豪雨が発生した場合、河川増水(特に落合橋での合流地点から下流)の速度と浅川内水氾濫に至る時間の検証は？	千曲川、犀川の水位上昇速度については、令和元年の台風災害を踏まえ、千曲川河川事務所において、基準水位観測所における基準水位が改定されたため、地域防災計画にも変更後の基準水位を【水防計画】第4章第4節に記載しています。浅川を含めた内水氾濫については、様々な要因が関係するため、水位上昇のみによる時間の想定は困難です。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)
78	風水害対策編		長野市が過去市街地を拡大し、雨水の側溝が用水から河川、千曲川に全て流れ込む構造のため、一度市街地に豪雨が降ると西和田の冠水など都市型の構造的欠陥が表れてくる。 雨水を地下浸透させる透水性舗装、水田をこれ以上減らさない政策などの推進が必要と考える。	現在、市では、雨水貯留施設、雨水浸透施設の設置に対し、助成金を交付する等の施策を実施しています。 また、公共施設等への貯留浸透施設の整備及び既存のため池や水田を活用した雨水貯留など、「流域治水」への取組を推進しています。 なお、農業を振興する地域を保全するため「農用地区域」を定め、他の用途に使用することを制限しています。	E : その他 (質問への回答、状況説明等)

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等(原文)	市の考え方	対応
79	風水害対策編 風-2	1章 5節	<p>第5節_被害想定 第1_風水害の想定 1_水害 (1)河川の氾濫 表0-1 洪水浸水想定区域等の指定・公表年月日並びに前提降雨</p> <p>(提案) 犀川と裾花川は、どこからどこまでの範囲を示しているのかが分からない。新たに備考欄を設け、例えば、○○ダムから下流、○○橋～△△橋など、きちんと範囲を示す。市民が分かるように、きちんと明示をするべき。範囲が分からなければ、どのように備えるのかも分からない。 犀川(下流) 平成28年5月30日 396mm/48h 範囲は? 犀川(上流) 平成30年8月29日 396mm/48h 範囲は? 裾花川(下流) 平成30年10月5日 660mm/24h 範囲は? " (ダム下流) 令和3年 5月31日 660mm/24h 範囲は? " (ダム上流) 令和4年 5月31日 660mm/24h 範囲は?</p>	<p>ご提案を踏まえ、【風水害対策編】第1章第5節「(想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域(全河川を併せて表示))」の地図欄外に、区間を記載します。</p>	A : 計画(案)を修正・追加する
80	風水害対策編 風-11	2章 1節	<p>第1節_風水害に強いまちづくり タイムライン防災の推進 長野市もタイムライン防災・全国ネットワーク国民会議に参加されていますので、ぜひ行政、職場自治会、家庭の3層でのタイムライン作成の周知をさらに推進していただきたい。</p>	<p>ご提案を踏まえ、「洪水ハザードマップの普及に努め、防災行動計画(タイムライン)に基づく訓練を繰り返し実施し、」を「行政、地域、家庭ごとによる防災行動計画(タイムライン)の作成や、洪水ハザードマップの普及に努める。また、タイムラインに基づく訓練を繰り返し実施し、」に修正します。 また、【風水害対策編】第3章第1節第1のリード文に、『また、早めの防災行動の着手を可能とするタイムライン防災の取り組みを進める。(参考：千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムライン等)』を追加します。</p>	A : 計画(案)を修正・追加する
81	風水害対策編 風-22,24~	3章 1節 3章 2節	<p>第1節_災害直前活動 第2節_災害情報の収集・連絡活動 防災無線について、大雨や風向きによって防災無線が聞こえないことがあるため、聞き逃したときの問い合わせ先などがわかるように住民に周知を願います。(長野市防災ナビアプリで、防災行政無線の過去履歴を確認できることの周知など)</p>	<p>【震災対策編】第2章第2節に、防災ナビ等による住民への情報伝達について記載しています。</p>	B : 計画(案)に盛り込まれており修正しない
82	風水害対策編 風-37	3章 2節	<p>第2節_災害情報の収集・連絡活動 第1_気象、異常現象に関する情報の収集 4_その他の情報 (1)ダム放流時の対応 裾花川に設置されている3か所のダムでは、降雨時(降雨前)にダム内の水位上昇を抑制するため・・・ (疑問) 3箇所のダムとは、裾花ダム、奥裾花ダムと、あともう一つはどこ?</p>	<p>「3か所のダム」(奥裾花、裾花、湯ノ瀬)』に修正します。また、犀川系ダムについても、「5か所のダム」(生坂、平、水内、笹平、小田切)』に修正します。</p>	A : 計画(案)を修正・追加する
83	水防計画 水防-18	4章 2節	<p>第2節_洪水予報 第2_県知事が洪水予報を行う河川 長野市域において、県知事(建設部河川課)と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川であり、次の区域を対象としている。 (提案：字句の修正) 長野市域において、県知事(建設部河川課)と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川であり、次の区域を対象としている。</p>	<p>ご提案のとおり修正します。</p>	A : 計画(案)を修正・追加する